

港 湾 運 送 約 款

第1条 株式会社ペガサスグローバルエクスプレス（以下、「当社」と称する）の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによる。

- 2 この約款に定めていない事項は、法令又は慣習（若しくは関係船会社の海上運送約款）による。
- 3 前二項の規定にかかわらず、当社が、法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約による。

第2条 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に公示又は当社ウェブサイトに掲載してこれに代える。

- 2 前項の掲示及び公示又は掲載をした場合において、掲示及び公示又は掲載をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。

第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終わる。

- 2 当社は、取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、荷印、副荷印、番号及び価格については、その責に任じない。

第4条 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、下に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。

- (1) 貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積
- (2) 仕向港若しくは仕出地及び到着地（国及び港、積換の要あるときは積換港名）
- (3) 荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到達通知先
- (4) 荷送人の氏名又は商号及び住所
- (5) 作製年月日、委託者の氏名又は商号及び住所
- (6) 運賃諸掛金支払方法その他の条件
- (7) B/L作成枚数その他B/Lに関する指示
- (8) その他船積又は陸揚のために必要な事項及び委託者の希望条項又は指図

- 2 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、委任がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。

第5条 受託貨物を受取る権原を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。

第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。

第7条 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを明告した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。

2 前項の明告がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。

3 当社が第1項の明告を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。

第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に明告した場合の外、当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。

第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を明告した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責に任じない。

第10条 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運輸距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。

2 当社は、荷造が充分でないと認めた貨物であっても取扱上支障がないと認め、且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を受けることがある。

第11条 当社は、必要と認めるときは、貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一切の費用は委託者の負担とする。

第 12 条 貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡は、当社所定の荷さばき場において行う。但し、委託者の求め又は当社の必要に応じこれを変更することがある。

第 13 条 何れの側からも書面をもって確認されない口頭、電話、電信による委託若しくはその他の通知の遵守については、当社は、これを担保しない。

第 14 条 当社は、下記の場合には港湾運送の引受を拒否することがある。

- (1) 申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。
- (2) 委託者から特別の負担を求められたとき。
- (3) 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。

第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができる。

- (1) 荷受人を確知し得ないとき。
- (2) 貨物引渡に関し争があるとき。
- (3) 荷受人が貨物の受取を拒んだとき。
- (4) 荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。

第 16 条 当社は、充分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつ裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。

第 17 条 当社は、別段の指図が書面により明らかにされていないときは、他の貨物と混載することができる。

第 18 条 当社は、運送賃立替金その他の費用の支払を受けない間は、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがある。この場合損害を生ずることがあっても当社は、その責に任じない。

第 19 条 当社が賠償の責に任ずる場合は、損害が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失に因って直接に生じた場合に限る。

- 2 当社が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。
- 3 前項の証明が事実上又は条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又はその使用人の故意又は重大な過失を証明するものとする。

第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、毀損、延着については損害賠償

の責に任じない。

- (1) 委託者の故意又は過失
- (2) 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊その他一切の人力で抗することのできない事故又は検疫その他法律、命令、規則等の執行
- (3) 戦争、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事業所閉鎖、その他これに準ずる事由
- (4) 貨物の性質又は瑕疵
- (5) 荷造の不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備
- (6) 本船荷役用具の不備又はこれに潜在する瑕疵
- (7) 虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由
- (8) 自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生ずる事故
- (9) 荷役中の降雨、荒天又は高波浪

第 21 条 当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは当社は、送状に記載された価額又は委託者が申告した価額を限度として損害実額を賠償する。

2 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。

第 22 条 当社の責に帰すべき事由によって生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は、当社の定める様式によりこれをするものとする。

第 23 条 当社は異議なく貨物を引き渡した後は、その貨物については、いかなる責にも任じない。

第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。

2 前項における運賃及び料金については、荷役料金、半夜荷役料金、日曜日・祝祭日荷役料金、土曜日荷役料金等を含むものとする。

第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、千葉港、京浜港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、関門港及び博多港においては、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として一般財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。

第 26 条 第 7 条第 1 項の規定により競売又は売却したときは、その代金を競売又は売却に

要した費用、運賃料金又は立替金に充当し、なお余剰があるときは、これを委託者に交付し、又は供託し、不足額があるときは、委託者からその不足額を申し受ける。

2 第7条第1項及び第3項の規定により廃棄その他の処分をしたときは、その処分に要した費用は、委託者から申し受ける。

第27条 委託者は、この港湾運送約款を承認し、且つ、これに同意したものとする。

この港湾運送約款は、令和7年2月21日から改定及び実施をする。

沿岸荷役料金表

株式会社ペガサスグローバルエクスプレス

I.適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II.料金の種類及び適用方

1.基本料金

接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

荷姿	貨物名	料金額
CTN・C/S・CRT	青果類	1,262

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまで作業。

②「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまで作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等 基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等 が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、 決定した料金を基本料金とします。

2.割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3.待機料金

待機料金は次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)					
	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (20人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	20,550円	32,760円	45,050円	57,340円	69,620円	81,920円
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	31,890円	50,960円	70,080円	89,200円	108,300円	127,430円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

4. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)					
	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (20人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	162,630 円	259,900 円	357,400 円	454,900 円	552,320 円	649,900 円
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	162,630 円	259,900 円	357,400 円	454,900 円	552,320 円	649,900 円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

5. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

内容	金額 (1トンにつき)
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473 円

雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217 円
ユニタイズ貨物、ロックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当たり5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986 円

6. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

7. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

8. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

9. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

貨物分類	区分	
	私設上屋の場合 (1日1トンにつき)	公共上屋の場合 (1日1トンにつき)
コンテナ（野積場）	13 円	9 円
繊維原料類	57 円	43 円
青果	57 円	43 円
窯製品	68 円	57 円
その他の貨物	100 円	81 円

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、又、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

10. 分担金等

区 分	金 額
港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

11. 消費税及び地方消費税の加算

- （1）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- （2）上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

12. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

13. その他

- （1）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- （2）委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- （3）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。